証券コード:3800 2021年6月2日

株主各位

東京都港区港南二丁目15番1号

株式会社ユニリタ

代表取締役社長 北 野 裕 行

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。 なお、コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席はできるだけ控えていただき、 書面によって決議権を行使いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月16日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

新型コロナウイルスの感染が拡大しています。当社では、株主様の安全と健康を第一に考え、今般の株主総会につきましても、前年同様に例年と異なる対応をさせていただきます。また、お土産の当日配布も前年同様に見合わせます。詳しくは、同封の文書をご参照いただきたくお願い申し上げます。なお、会場が前年開催場所より変更になっております。ご来場の際は、巻末の案内図をご参照いただき、お間違えなきようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2021年6月17日 (木曜日) 午後1時 (正午より受付開始)

2. 場 所 東京都港区港南二丁目16番4号

品川グランドセントラルタワー 3階「ザ グランドホール」

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 1.第39期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算

書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2.第39期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

本総会の招集に際して株主の皆さまに提供する書面のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (https://www.unirita.co.jp/) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監 査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

以上

- ○当日は軽装 (クールビズ) にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席 くださいますようお願い申し上げます。
- ○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ○株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.unirita.co.jp/)に掲載させていただきます。



招集ご通知の主要なコンテンツが、 スマートフォン・パソコンで ご覧いただけます。

当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧がより簡単に行えるサービスを導入しております。

下記のURL又はQRコードによりアクセスいただきご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

https://p.sokai.jp/3800/





議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出** ください。



株主総会開催日時

2021年6月17日 (木曜日) 午後1時 (正午より受付開始)

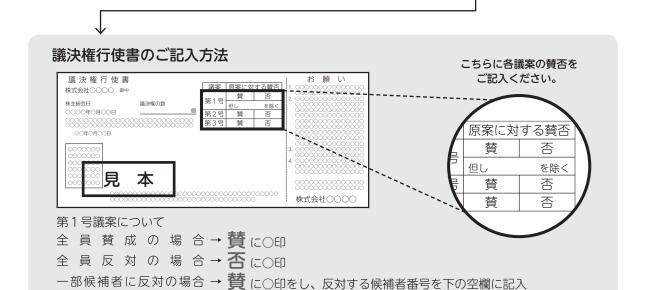
郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、 切手を貼らずにご投函ください。 (下記の行使期限までに到着するよう

ご返送ください)

行使期限

2021年 **6** 月 **16**日 (水曜日) 午後 **5** 時 到着



株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員は任期満了となります。 つきましては、社外取締役2名を含めた取締役7名の選任をお願いいたします。 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏	名	現在の当社における地位	
1	たけ ふじ 竹 藤	_{ひろ} き 浩 樹	取締役会長	再任
2	きた の 北 野	ひろ ゆき 裕 行	代表取締役 社長執行役員	再任
3	しん どう 新藤	まさ ひろ 王 浩	取締役 常務執行役員	再任
4	ぶじ わら 藤 原	たつ や 達 哉	取締役 常務執行役員	再任
5	みなみと	^{じゅん} 淳	取締役 執行役員	再任
6	きツ木	^{まし} ひと 義 人	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員
7	原	たかし	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員

候 補 者 番 号	氏 名 略歴、当社における地位・担当 (生年月日) (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	1994年 4 月 当社入社 1999年 6 月 取締役 カスタマサービス部長 2003年 1 月 BSP International Corp.CEO 2003年10月 当社常務取締役 技術本部長 2004年 4 月 代表取締役社長 2007年11月 BSP上海 董事長 2008年 4 月 当社代表取締役 社長執行役員 2015年 4 月 代表取締役 社長執行役員 2017年 4 月 取締役会長(現在に至る)	222,200株
	在任22年 収締役候補者とした理由等	
	同氏は、当社における豊富な業務・経営経験とあわせ、在任13年にわたる当取締役としての経験を有しております。これまでの経営に関する豊富な経験どを活かすことで、取締役会の監督機能の強化および当社の持続的成長と企上に資することが期待されるため、引き続き当社取締役候補者としておりま	や知見な 業価値向
2	1994年 4 月 当社入社 2012年 4 月 執行役員 営業本部担当 兼 株式会社ビーエスピーソリューションズ 代表取締役社長 2014年 4 月 執行役員 営業本部長 兼 東日本営業部長兼西日本統括部長 2014年 6 月 取締役 執行役員 営業本部長 兼 東日本営業部長 兼 西日本統括部長 2015年 4 月 取締役 執行役員 営業本部 西日本事業部長 2017年 4 月 代表取締役 社長執行役員 内部監査室担当 2021年 4 月 代表取締役 社長執行役員 コーポレートスタッフ部門担当(現在に至る)	48,800株
	取締役候補者とした理由等 同氏は、子会社社長および当社の営業責任者を務めた経営経験と実績を有し 4月からは代表取締役 社長執行役員に就任しました。そして、今般2021年 ートとする3か年中期経営計画を策定し、現在、当社グループの成長戦略を おります。当社は、デジタル変革の環境下、同氏が事業構造変革の牽引役と であると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。	度をスタ 主導して

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 ・ 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
	100	1985年 3 月 株式会社ソフトウェア・エージー・オブファーイースト(1996年8月 ㈱ビーコンインフォメーション テクノロジーに商号更、2015年4月 当社と合併)入社 2012年6月 同社代表取締役社長 2015年4月 当社取締役 常務執行役員	/
	新藤藍浩	2017年 4 月 取締役 常務執行役員 ITソリューション営業第二本部長 兼 メインフレーム事業部 長、名古屋担当	43,0201
3	(1962年6月9日生) 再任 在任6年	2019年 4 月 取締役 常務執行役員 クラウドビジネスス 部長 2021年 4 月 取締役 常務執行役員 プロダクトサービス 事業本部長 兼 サービスプラットフォーム 推進部長 (現在に至る)	ζ
	務執行役員に就任 績をもとに、合併		った経験と実 後の当社グル
4	藤 常 達 哉 (1964年9月25日生) 再任 在任1年	1985年 4 月 株式会社両備システムズ入社 1991年 7 月 株式会社リクルート入社 2008年 3 月 株式会社野村総合研究所入社 2010年10月 株式会社野村総合研究所入社 2012年 4 月 同社 取締役 SMO推進部 部長 2017年 4 月 同社 代表取締役社長(現任) 2019年 4 月 当社 執行役員 クラウドビジネス本部副本部長 2020年 4 月 執行役員 クラウドビジネス本部副本部長	社 長 4,500株 記
	営に参画し、同社 した。当社は同氏 略の推進にあたり	・た理由等 ・業を経て、当社グループにおいてコンサルティング事業 上の業容拡大を推進し、2020年度からは取締役 執行役員 たが、当社グループのクラウドビジネスおよびDX対応には り、その経験と見識をもとに、リーダーシップを発揮できる がは取締役候補者としております。	員に就任しま 句けた事業戦

候 補 者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、	当 社 に お け る 地 位 ・ 担 当 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
5	色 激 淳 (1964年7月9日生) 再任 在任4年	2017年 4 月 2017年 6 月	同行 米州本部米州営業第二副部長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 経営企画部出向 IR室長 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 ㈱三菱UFJ 銀行)銀座支社長 当社入社 経理部長	15,100株
	2017年度からは	での海外及び 取締役 執行行 な、管理部門の	国内の支店責任者、持ち株会社スタッフ部門等 役員として管理部門を担当しております。当 監督を行うのに適任であると判断し、引き続	社は同氏

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
6	 ご ツ 木 義 人 (1957年12月23日生) 再任 社外取締役 独立役員 在任 2 年 	1980年 4 月 野村コンピュータシステム株式会社 (1988年 1 月 ㈱野村総合研究所と合併) 入社 1999年10月 同社 流通システム一部長 2001年 4 月 同社 人事部長 2002年 4 月 同社 執行役員 人事担当 2008年 4 月 同社 常務執行役員 流通システム事業本部長 2011年 4 月 同社 常務執行役員 コンプライアンス・人 材開発センター・人事・総務・情報システム・情報セキュリティ担当 2016年 4 月 同社 常務執行役員 関西支社長 兼 中部支 社長 2017年 4 月 同社 理事 2018年 6 月 同社 退職 2019年 6 月 当社 社外取締役(現在に至る)	15,900株
	る高い見識を有し		の監督等

候 補 者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 ・ 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数								
7	## 6 原 (1951年8月24日生) 再任 社外取締役 独立役員 在任1年	1975年 4 月 株式会社三和銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)入行2002年 1 月 株式会社UFJ銀行 執行役員 広報部長2005年 5 月 同行 常務執行役員 財務部担当、人事部・総務部副担当 人事部長2006年 1 月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)常務執行役員 西日本エリア支社担当2008年 6 月 同行 常務取締役 人事部担当2009年 5 月 同行 副頭取 西日本駐在2012年 6 月 双日株式会社代表取締役副会長2019年 6 月 同社 取締役会長2019年 6 月 同社 財務役会長2020年 6 月 同社 特別顧問(現任)2020年 6 月 アルフレッサホールディングス株式会社社外取締役(現任)2020年 6 月 当社 社外取締役(現在に至る)	3,800株								
	同氏は、長年にれ 高い見識を有して	2020年6月当社社外取締役(現在に至る) 社外取締役候補者とした理由等 同氏は、長年にわたり金融機関ならびに事業会社における企業経営に携わった経験と高い見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き当社社外取									

<取締役候補者について>

- 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2. 当社は、三ツ木義人氏および原大氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 3. 三ツ木義人氏および原大氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
- 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3の第1項に規定する役員等損害賠償保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の善意かつ重大な過失がない場合の損害を当該保険契約によって填補することとしています(ただし、違法行為の場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 5. 当社が社外取締役に期待する役割・責務は次のとおりであります。
 - ①経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、当社の持続的な成長を促し中長期 的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うこと
 - ②経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
 - ③当社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
 - ④経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見 を取締役会に適切に反映させること
 - ⑤経営陣幹部の指名・報酬の決定プロセスについて、指名・報酬委員会を通じて、取締役会 に適切な関与・助言を行うこと
 - ⑥買収防衛における当社の対抗措置が、当社取締役会の恣意に基づき発動されることを防止 するために、企業価値検討委員会を通じて、取締役会に適切な勧告あるいは意見表明を行 うこと

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役の佐藤昌敏氏は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しまして、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
佐藤 [1977年 3 月 株式会社ワイシーシー入社 1997年 4 月 株式会社エムケーシー・スタット ソリューション事業部長 2001年10 月 ソラン株式会社(現 TIS(株)) 執行役員 産業第二システム事業部長 2002年 6 月 同社取締役 首都圏事業本部副本部長 2005年 6 月 同社取締役 常務執行役員 アウトソーシング事業本部長 2007年 4 月 同社取締役 常務執行役員 アウトソーシング事業本部長 2011年 4 月 TIS株式会社 常務執行役員 IT基盤サービスを部長 2012年 4 月 TISシステムサービス株式会社 監査役 2017年 6 月 日本ナレッジ株式会社 監査役(現任) 2018年 4 月 株式会社無限 監査役(現任) 2019年 6 月 当社 社外監査役(現在に至る)	7,000株

社外監査役候補者とした理由等

同氏は上場IT企業に長年勤務し取締役を務めた経営実務経験に加え、その後、同企業グループ子会社の監査役を務めた豊富な経験を、当社の監査に活かしていただけるものと判断したためです。取締役の職務執行の監査、取締役会の意思決定の監査、取締役会の監督義務履行状況の監査等、監査役としての職務を遂行する上で、バランスのとれた判断能力を有し、コーポレートガバナンスへの造詣、取締役に対する適切なアドバイス、人物的に監査役会メンバーとして協働いただいている実績を踏まえ、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 佐藤昌敏氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 当社は佐藤昌敏氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に 定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結しており、 同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

- 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3の第1項に規定する役員等損害賠償保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の善意かつ重大な過失がない場合の損害を当該保険契約によって填補することとしています(ただし、違法行為の場合を除く)。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 5. 佐藤昌敏氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、引き続き補欠監査役1名の選任を お願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (重	、 当 社 に お け る 地 位 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
武 村 修 (1950年8月3日生)	1969年 4 月 1987年 1 月 1995年10月 2003年 5 月 2004年 4 月 2011年 6 月 2011年 6 月 2011年 6 月 2013年 6 月 2013年 7 月	日立造船株式会社入社 株式会社東洋情報システム (現 TIS株式会社)入社 同社 管理本部経理部長 クオリカ株式会社非常勤監査役 TIS株式会社 グループサービスセンター 経理部長 同社 常勤監査役 同社 常勤監査役 同社 常勤監査役 同社 常勤監査役退任 クオリカ株式会社 常勤監査役 高律科(上海)信息系統有限公司 監事 クオリカ株式会社 非常勤監査役 当社 顧問	0株
		当社 顧问 当社 補欠監査役 (現在に至る)	
	がに長年従事し、	他社での監査役としての専門的知識と豊富な経験 を期待したためであります。) 験を当社の

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 武村修氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 武村修氏が補欠監査役に選任され、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結する予定であります。
 - 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3の第1項に規定する役員等損害賠償保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の善意かつ重大な過失がない場合の損害を当該保険契約によって填補することとしています(ただし、違法行為の場合を除く)。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当期の経営成績の概況

<当期の経営成績>

当連結会計年度(2020年4月1日~2021年3月31日まで。以下、当期)におけるわが 国経済は、新型コロナウイルス感染症のまん延、そして、二度に渡り発出された緊急事態 宣言により、経済活動の停滞や社会生活の混乱などが生じた結果、大きなマイナス影響を 受けました。

産業界では、対面サービスが基本となる、外食産業や観光産業などが大打撃を受ける一方、外出禁止・自粛により非対面でモノやサービスの提供を行わざるを得なくなったことで、ネットショップなどの電子商取引、そして、その際に活用される情報関連企業が提供するサービス需要が伸長しました。また、コロナ禍は、企業において、これまでの働き方を大きく変容させるトリガーとなり、働き方の変容実現のために、ICT (情報通信技術)の役割がクローズアップされるとともに、この潮流はますます勢いを増しています。

当社は、このように大きな変容を伴う環境下において重要なことは、お客様が求める真の価値とは何かをしっかり見据えることだと考えます。そして、企業のミッションとして「Create Your Business Value~真のデジタル変革パートナーを目指し、新しいお客様と共に~」を掲げ、事業を推進してまいりました。加えて、未曾有の環境であるからこそ、当社のステークホルダー(お客様、パートナー、従業員、採用予定者等)との信頼関係を損ねないことが大切であると考えて、それを基本方針としています。

当社では、2019年度より働き方変革プロジェクトを立ち上げ、BYOD、テレワーク、裁量労働時間制、サテライトオフィス、有給取得の推進などの取り組みを進めてきました。このような取り組みを活かし、今回の変化対応にあたっては、お客様接点のデジタル化、社内業務処理の電子化、テレワーク主体の勤務環境整備、在宅勤務手当の支給などに関する追加投資を行い機動的に対応することができました。

当期は、「2018年度から2020年度の中期経営計画(当中計)」の最終年度でした。当中計では、「事業・製品のサービス化シフトによる事業構造の変革」に向け、事業に取り組んでまいりました。以下は、当中計期間における事業構造変革に関係する成果の概要です。

「お客様のビジネスを支援するクラウドサービス開発と同事業の黒字化」

・自社開発クラウドサービス「LMIS(エルミス)」及び「Digital Workforce(デジタルワークフォース)」は、DX推進にあたり強化が必要となるサービスデスク業務やテレワークの生産性・セキュリティ向上のニーズを取り込み、クラウド事業の主力サービスとして成長し、単年度損益の黒字化を実現しました。なお、2020年末に「LMIS」は、総

務省が後援する一般社団法人 ASP・SaaS・AI/IoTクラウド産業協会主催のクラウドアワード2020において、「ベスト社会貢献賞」を受賞し、市場からの認知度も向上しました。また、クラウド事業の主力サービスである、人材派遣業界向け勤怠管理サービス「DigiSheet(デジシート)」、交通費精算管理サービス「らくらくBOSS」もすでに黒字化しており、計画通りクラウド事業全体として黒字化を達成しました。

「主要プロダクトのサービス化によるマーケット対応力の強化」

- ・多数の企業への導入実績がある当社のプロダクト群をクラウド上で稼働させて、ニーズの高い機能を汎用的なサービスとして提供開始しました。さらに、質の高い運用サービスを付加することで、情報システム部門から事業部門に至るお客様へのサービス提供拡大へとつなげました。本サービスのネーミングである「まるっと」には、構築、運用・保守までを含めて、ユニリタに「まるっとお任せください」という想いを込めています。
- ・本サービスのラインナップは、①「データ活用に関する業務をクラウドでアウトソーシングできるサービス」、②「帳票の出力業務をクラウド化し、帳票データのデジタル化によるWeb配信に加え、印刷から配送業務まで、一連の帳票出力業務に対応するサービス」、③「セキュアな環境下で情報の共有化と双方向コミュニケーションを実現し、働き方改革、リモートワークを支援するサービス」の領域別に揃えています。

「社会課題解決に向けた事業化の取り組み」

- ・当社グループは、デジタル技術を活かした社会課題解決の取り組みとして、地方の二次 交通であるバス事業の抱える課題解決を通じて「地方創生」を、一次産業の中では、農 業の抱える課題解決として「農業×IT」に取り組んでいます。
- ・子会社の㈱ユニ・トランドは、バス業界初となる、バスの運行データと乗降データの収集と解析に基づくコンパクトシティ実現とバス事業者の経営改善化提案のモデルケースづくりとなる実証実験を石川県小松市と日野自動車㈱との三者により実施しました。この実験は、バス車内に設置された専用車載器および乗降カメラセンサーを活用したデータ収集システムの運用ならびにそのデータをもとに当社のデータサイエンティストがデータを解析し、バス事業者の経営改善を支援するものです。
- ・スキーリゾート地において国内有数の利用者数を要するスマホアプリ「yukiyama」を提供する㈱ユキヤマと資本業務提携を行いました。当社グループが掲げるITによる社会課題解決の一つである「地方創生」への取り組みとして、㈱ユキヤマのアプリ事業と当社のデータサイエンス事業の協業を通じ、スキーリゾート地のDX化支援のノウハウ蓄積を図っていく予定です。
- ・当社グループの持つ、データ活用とシステム運用の自動化技術をベースに、IT技術を使った農業の課題解決のために「スマート農業」への取り組みを開始しました。2018年度から3年間、経済産業省の推進する「福島イノベーション・コースト構想」(福島県浜通りにおいて、失われた産業基盤を再構築し、新たな町造りを進めるための構想)の一環であるプロジェクトに参画しました。当社は、連携企業とともに、AIによる果樹農業支援サービスや各種センサー開発などの実証実験を行いました。今後は、これらで培ったノウハウをもとに、「農業×IT」に取り組んでまいります。

<新型コロナウイルス感染症の影響に関する事項>

コロナ禍に起因するお客様の投資動向の変化により、当社の事業活動も影響を受けました。期初に発出された緊急事態宣言の環境下では、多くの企業が、在宅勤務、テレワークへの急激な勤務体制の移行を余儀なくされました。そして、各企業では、そのためのシステム整備に伴う、セキュリティ基盤の整備、テレワークによるコミュニケーションの円滑化などのニーズが発生しました。当社では、それらのニーズを具現化させるための支援を通じ、各種クラウドサービスの販売が伸長しました。また、お客様との関係構築にあたって営業活動のデジタル化や働き方改革のための基盤整備などについても、追加投資を行いつ対応することができました。

一方、マイナス面としては、当社の主要なお客様である情報システム部門における通常予算の執行抑制の影響です。情報システム部門では、在宅勤務などへの整備対応が最優先事項となり、定常業務の遂行に急ブレーキがかかり、当初の計画実行を先送りせざるを得ない状況になりました。そのため、当社では、上期を中心にプロダクト販売の不振、ならびにそれに伴うソリューション事業での役務提供型サービスが減少しました。

これらの結果、当期の業績は、売上高100億61百万円(前年同期比0.8%減)、営業利益7億57百万円(同29.4%減)、経常利益8億87百万円(同23.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益8億40百万円(同5.9%減)、となりました。

なお、特別利益として、投資有価証券の売却益5億19百万円を計上しました。本件は、コーポレートガバナンス・コードに基づく政策保有株式の見直しと資産の効率化を図るためのものです。

各セグメントの業績は、次のとおりです。

クラウド事業

当期の業績は、売上高11億60百万円(前年同期比29.0%増)、営業利益29百万円(前年同期は33百万円の営業損失)となりました。

クラウドサービス利用ニーズが高まる中、当社の強みを活かした、サービスマネジメント、リモートワーク基盤構築、バックオフィス業務効率化などの主力サービスが堅調に推移しました。また、カスタマーサクセスを支援するサービスとして「Growwwing(グローウィング)」を開発し、提供を開始しました。

プロダクト事業

当期の業績は、売上高28億36百万円(前年同期比7.0%減)、営業利益1億61百万円(同47.1%減)となりました。

帳票系大型案件の反動減およびコロナ禍で人の移動が制限されるなか地方交通事業者向けのIoTサービス事業の不振による影響により減収減益となりましたが、ストック型収入である保守サービス売上は堅調に推移しました。

ソリューション事業

当期の業績は、売上高24億12百万円(前年同期比10.3%増)、営業損失5百万円(前年同期は76百万円の営業利益)となりました。

大型案件の受注により売上は伸長したものの、利益面では、コロナ禍の影響を受けたプロジェクト日程の長期化に加え、不採算案件の発生により減益となりました。なお、不採算案件については、現状、追加費用の発生見込みはありません。

メインフレーム事業

当期の業績は、売上高21億13百万円(前年同期比4.9%減)、営業利益11億22百万円(同1.7%減)となりました。

前期にあった大型案件の反動減の影響を受けたものの、金融業などをはじめとする大手のお客様のシステム更新ニーズを確実に捉え、堅調に推移しました。

システムインテグレーション事業

当期の業績は、売上高15億38百万円(前年同期比13.5%減)、営業利益61百万円(同20.8%増)となりました。

受注面では、お客様のIT投資抑制の影響を受けたものの、利益面では、コアパートナーとの連携強化や選別受注により利益率が向上しました。

(注)

BYOD

Bring Your Own Deviceの略。「自分のデバイスを持ち込む」という意味。社員が個人で所有しているスマートフォンやタブレット、ノートパソコンなどの端末を企業内に持ち込み、業務に活用する仕組み。

セキュア

安全な、安心な、頑丈な、堅牢な、などの意味を持つ英単語。ITの分野では、情報やシステム、通信路などが保護されて安全な状態にあることを「セキュアな」と表現する。名詞形は「セキュリティ」(security)。

カスタマーサクセス

「顧客が自社の課題を解決し、成功することを導く」サービスを指す。企業側から見たとき、"カスタマーサポート"がエンドユーザからの問い合わせに受動的に対応するサービスであるのに対し、"カスタマーサクセス"はエンドユーザのサービス利用状況に応じて能動的にアプローチする姿勢を指している。

(2) 財産および損益の状況の推移

区分	第 36 期 2017年度	第 37 期 2018年度	第 38 期 2019年度	第 39 期 (当連結会計年度) 2020年度
売上高(百万円)	7,056	9,422	10,138	10,061
経常利益(百万円)	1,454	1,029	1,153	887
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	965	624	893	840
1 株当たり当期純利益	114円87銭	74円28銭	108円07銭	109円62銭
総資産(百万円)	15,437	15,419	14,731	14,865
純資産(百万円)	11,432	11,698	11,040	11,279
1 株当たり純資産額	1,360円11銭	1,391円84銭	1,439円42銭	1,470円53銭

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2018 年度から適用しており、2017年度については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載して おります。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
 ② 重要な子会社の状況

会社名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社ビーエスピーソリューションズ	150百万円	100.0%	ITシステム運用に関するソリ ューションの提供
株式会社データ総研	90百万円	100.0%	データベース設計に関連した コンサルティング
株式会社ユニ・トランド	80百万円	100.0%	移動体向けIoT型ソリューション事業
株式会社ビジネスアプリケーション	80百万円	100.0%	人材サービス業界の業務管理 システムの開発、販売、保守、 サポートサービス
株式会社アスペックス	45百万円	100.0%	SaaS型勤怠管理サービスの 提供
株式会社無限	30百万円	100.0%	システムインテグレーション 事業及び自社パッケージソフ トの企画、開発、販売
株式会社ビーティス	25百万円	100.0%	BCP(事業継続計画)サービ スの提供
株式会社ユニリタプラス	25百万円	100.0%	西日本地域における製品販売 およびサービスの提供
備実必(上海)軟件科技有限公司(中国)	1,380千米ドル	100.0%	ソフトウェアの開発・販売

(注) 議決権比率は、間接保有を含んでいます。

(4) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

世界を襲った新型コロナウイルス感染症は、社会や経済活動に大きな変容をもたらしています。企業は、これまでの業務のあり方やビジネス慣習の見直しを余儀なくされ、その対応にはデジタル技術の活用が必須となっています。確かに、コロナ禍以前より、企業がデジタル技術を活用してお客様や社会のニーズに対応したビジネスモデルを構築しようとする取り組みは進行していました。しかしながらその速度は速いとは言い難く、今回のコロナ禍は、この動きを一気に加速させることになりました。

当社では、社会のあり方が変容する時代であるからこそ、これまで以上に事業活動の全ての局面において「お客様の立場になる」ことが重要だと考えます。お客様の新たなビジネスモデルを創出し事業成長につなげる「攻めのDX」を実践するパートナーとなるためには、信頼関係がなにより重要です。当社の強みであるデータ活用やシステム運用の事業領域は、「お客様のビジネスにとって止めることの出来ない」分野です。当社には、その領域において永年にわたり自社製品やサービスの提供を通じて築き上げてきた「お客様との信頼関係」という財産=ブランドがあります。

当社のミッションは、「Create Your Business Value〜真のデジタル変革パートナーを目指して、お客様と共に〜」です。これは、変容する時代にあって、信頼というブランドのもと、当社の提供するサービスが、お客様の求める価値実現の一助となっているか否かを自問するための、役員・社員一人ひとりの合言葉でもあります。

そして今般、当社では、今期2021年度をスタートとする新たな3カ年中期経営計画(新中計)を策定しました。

<新中計の環境認識>

社会生活全体がニューノーマル(新常態)へと移行する中、企業活動のデジタル変革 (DX) への取り組みは、IT活用を前提とした業務や組織運営、勤務環境、企業文化の変革 へと進んでいます。コロナ禍への対処を通じて、デジタルサービスが提供する新たな価値 の享受が当たり前となる中、人々の固定観念は変化しています。例えば、テレワークをは じめとする働き方の変化は、以前のような状態には戻らないでしょう。いま、DXへの取り 組みは、ITシステム刷新の問題から、企業文化刷新の問題へと移行したともいえます。

しかしながら、一方では、いまだ多くの企業が充分にDXに取り組めていないという状況も存在します。このことは、今後も拡大が見込まれる企業のDX推進マーケットの大きさを表しています。ビジネスにおける価値創出の中心がデジタルの領域に移行するなか、そのためのソリューションを提供する私たちIT企業の役割はますます重要なものとなります。

<新中計における課題認識と計画概要>

このような環境認識の下、当社は、事業成長にあたっての課題認識を次のように考えます。

・DXの環境下、販売形態がサービス型へとシフトへする中、既存事業のシステム運用領域の製品をサステナブルな社会基盤を支えるサービスへと進化させる必要があること。

- ・クラウド事業を次の10年を見据えた事業成長の柱とするためにはマーケットの拡大が重要であり、そのためには、現状の主力事業領域をIT課題解決から事業課題解決、社会課題解決へと拡大する必要があること。
- ・長期スパンで当社の存在意義を考える時、「社会価値」と「企業価値」の両立を実現させることとコーポレートガバナンスを基軸とした経営基盤の強化が重要であること。

新中計の基本方針は、「共感をカタチにし、ユニークを創造するITサービスカンパニーへ」です。当社では、実効性あるコーポレートガバナンスのもと、グループの経営資源とITソリューション力を活かした事業活動を通じて、事業会社としての経済的価値と社会課題解決による社会的価値の両立を実現する経営を目指していきます。

【重要戦略】

「サービス提供型事業の創出」

- ・プロダクト(自動化、帳票、メインフレーム)については、企業の情報システム部門へのシステム運用に集中し、社会基盤を支えるお客様への高付加価値サービスを持続的に 提供する体制を構築する。
- ・プロダクト事業で培った自社開発製品の強みを活かし、所有型と利用型双方の顧客ニーズへの対応を図る。また、そこからサービス提供型事業を創出し、安定的な収益源としての成長を実現する。

「カテゴリ別戦略によるクラウドサービス事業の拡大」

・クラウドサービスの種類を、①IT活用クラウドとして「ITの活用や合理化を支援」、② 事業推進クラウドとして「ビジネスの成長に不可欠なサービスの提供」「業種・業態別の 共通プラットフォームの創出」、③ソーシャルクラウドとして「データサイエンス事業 の拡大」「社会課題解決型事業の確立」、以上の3つに分類し、カテゴリ毎にユニークな クラウドサービスを創出し、サブスクリプションモデルによる成長を実現する。

「新たな事業セグメントに対応したグループ機能の再編」

・グループの事業セグメントを以下の3つに再編し、環境変化のスピードと多様化するマーケットに適応する事業体制の下、事業を推進し社会課題の解決を図る。

「プロダクトサービス」: 中期的な収益基盤としてグループの成長投資を支える源泉を担う。培ってきた強みを深化させDXの環境下での顧客ニーズへの対応力強化と事業効率の追求により、新規事業開発のリソースを創出する。

「クラウドサービス」

: これまでの事業で比率の高かったIT課題解決領域から事業課題、 社会課題解決へと領域を拡大することで、新しい市場でスケー ルするビジネスモデルを構築する。将来の事業の柱として確立 するためにリソースを集中し、収益基盤としての成長を目指す。

「プロフェッショナルサービス」:「データ」「プロセス」「サービス」の3つのマネジ

メント領域における強みと専門性でプロダクトやクラウドサービスの顧客価値を高める役割を果たし、第2の成長エンジンとして機能させる。コンサルティングからサービスの導入支援、システムインテグレーション、アウトソーシングまでのワンストップ提供体制を確立する。

「企業価値向上に向けた経営基盤の強化」

- ・在宅勤務、フレックスタイム、副業解禁など、多様化する働き方への対応を通じ、生産性 の向上、文化創造とコミュニケーション活性化、人財投資とエンゲージメントの向上を図 る。
- ・グループ各社の間接業務のシェアード化、共通業務の統合システムの導入などを通じて、 グループ業務効率の向上を図る。
- ・実効性あるコーポレートガバナンスのもと、効率的な経営により企業活動のパフォーマン スを上げ企業価値を向上させるための体制構築を通じ経営基盤の強化を図る。

今般策定した新中計を遂行する経営環境は、これまで経験した環境下とはその不確実性と不連続性の度合いが大きく異なります。そのような中にあって、当社は、デジタル技術を活かした課題解決にあたり、IT課題から事業課題、そして社会課題に至る広いスコープを持つとともに、サステナブルな社会基盤を支えるお客様のデジタル変革の支援を通じ、企業価値を創出してまいります。

(5) 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

企業向けデータ活用とシステム運用に関する製品・サービス開発と販売、周辺システム 開発、コンサルテーション事業

(6) 主要な営業所(2021年3月31日現在)

本社 東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟

R&Dセンター 東京都品川区東品川1-2-5 RIVERSIDE品川港南ビル

名古屋営業所 名古屋市西区名駅 3-9-37 合人社名駅 3 ビル

(7) 従業員の状況(2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減
			635名									7	72名5	———— 普

(注) 従業員数には「パートおよび嘱託社員」は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	今	平	均	勤	続	年	数
		298	298名 28名増				40.6歲	轰				11.	6年	

- (注) 従業員数には「パートおよび嘱託社員」は含んでおりません。また、平均年齢および平均勤続年数の 小数点第2位以下は四捨五入して記載しております。
- (8) 主要な借入先の状況(2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、システム運用代行業務および技術支援サービスを主たる事業とする機能特化型の子会社として株式会社ユニリタエスアールの設立を決議しました。なお、同社の事業開始日は2021年4月1日、資本金は45百万円、当社の議決権比率は100%であります。

2. 会社の現況

(1) **株式の状況** (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

15,000,000株

② 発行済株式の総数

8,500,000株

③ 株主数

6,950名

④ 大株主 (上位10名)

株	主	名		持	株	数	持	株	比	率
株式会社ビ	ジネスコンサ	ルタン	·		440,0	00株			5.7	3%
株式会	社 リ ン ク	レ	ア		425,0	00株			5.5	4%
ュニッ	ター社ー員・持	株	会		419,2	43株			5.4	6%
株式会社	三 菱 U F	J 銀	行		374,8	00株			4.8	8%
光 通 信	株 式	会	社		302,2	00株			3.9	4%
株 式 会	社 ク エ	ス	 		274,0	00株			3.5	7%
株 式 会	社 み ど	1)	会		270,0	00株			3.5	2%
三菱UFJ	信託銀行株	式会	社		255,0	00株			3.3	2%
株式会	社 ア イ ネ	ツ	\		250,0	00株			3.2	6%
日本情報	强 産 業 株 5	t 会	社		250,0	00株			3.2	6%

- (注) 1. 当社は、自己株式を829,967株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況(2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等			
取締役会長	竹藤浩樹				
代表取締役社長執行役員	北野裕行	内部監査室担当			
取 締 役 常務執行役員	新藤匡浩	クラウドビジネス本部長			
取 締 役 常務執行役員	渡辺浩之	エンタープライズビジネス本部長			
取 締 役 執 行 役 員	巳 波 湾	11.111			
取 締 役 執 行 役 員	藤原達哉	クラウドビジネス本部副本部長 兼 DXサービスイン テグレーション部長 (株式会社ビーエスピーソリューションズ代表取締役社長)			
取 締 役	三ツ木 義 人				
取 締 役	原	アルフレッサホールディングス株式会社社外取締役			
常勤監査役	竹 中 豊 #				
監 査 役	御子柴 一 彦	(小沢・秋山法律事務所)			
監 査 役	佐藤昌				

- (注) 1. 取締役 三ツ木義人氏および原大氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。 また、三ツ木義人氏および原大氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員と して指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 監査役 竹中豊典氏、御子柴一彦氏および佐藤昌敏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、竹中豊典氏、御子柴一彦氏および佐藤昌敏氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 監査役 竹中豊典氏は、大手銀行勤務の経験から財務・会計に関する適切な知見を有しております。
 - 4. 監査役 御子柴一彦氏および佐藤昌敏氏は、監査役としての職務を遂行するうえでの相当の見識、経験等を有しております。

5. 当社は執行役員制を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。

執行役員 小池 拓 エンタープライズビジネス本部 アウトソーシング事業部長 兼 メ インフレーム事業部長

執行役員 野村 剛一 エンタープライズビジネス本部副本部長 兼 ビジネスオートメーション部長 兼 次世代基盤開発部長

執行役員 金子 紀子 営業本部長 兼 パートナービジネス部長 兼 マーケティング部長

兼 サービスプロバイダー推進室長

執行役員 高野元 クラウドビジネス本部ソサエティーデータサイエンス部長 (株式

会社ユニ・トランド 代表取締役社長)

執行役員 加藤 亮 経営企画部長 兼 広報IR室長

② 事業年度中に退任した取締役および監査役 2020年6月11日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって、取締役 増田栄治氏 および取締役 川西孝雄氏は任期満了により退任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める範囲内としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規程する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および社外取締役、監査役および社外監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の善意かつ重大な過失がない場合に損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為があった場合には補填の対象としないこととしております。

- ⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額
 - イ. 当社は、2020年5月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。決定方針の内容は次のとおりです。
 - a.取締役報酬の基本方針
 - ・業績および中長期的な企業価値向上への貢献を重視した報酬体系とし、株主と価値 観・評価目線を共有できるものとします。
 - ・当社役員の役割および職責に相応しい水準とします。
 - b.取締役報酬ガバナンス
 - ・取締役会は、取締役の個人別の報酬額の決定権限を、取締役報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、半数以上の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会(2020年12月17日開催の取締役会において、当社の取締役候補者の選・解任手続きの公正性・透明性・客観性を確保するための役割を加え、報酬委員会より改組しております。)に委任します。

・指名・報酬委員会の委員は、代表取締役社長 北野裕行氏、独立社外取締役 三ツ木 義人氏、独立社外取締役 原大氏となります。

c.取締役報酬の決定プロセス

・取締役の個人別報酬額は、代表取締役社長が、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の評価・個別額の素案を作成し、指名・報酬委員会が審議のうえ決定します。

d.報酬構成

- ・当社の取締役報酬体系は、毎月一定額の金銭支給する「基本報酬」のみで構成して おります。ただし、業務執行を担当する取締役については、基本報酬の額の決定に 際して、前年度の業績評価を反映するものとし、毎年7月に改訂します。
- e.基本報酬の額の決定に関する方針

<業務執行を担当する取締役>

- ・基本報酬額は、権限、期待範囲(成果責任)、難易度を元に、各取締役のミッショングレードを決定し、そのグレードの報酬基準額に対して前年度業績に応じて増減させるものとします。
- ・前年度業績の評価は、定量評価と定性評価を50%ずつ勘案して決定します。
- ・定量評価は、業績指標として売上高と当期利益を採用し、その中でも当期利益をより重視します。
 - また算出比率については、前年比と予算比を使用し、その中でも実績の進捗を評価する上で前年比を重視し算定します。(変動幅:±10%)
- ・定性評価は、使用指標として①中長期的企業価値貢献に資する施策(資本政策、M&A、事業提携、新規事業推進等)、②担当部門の業務執行の成果(業績、利益の貢献、人材育成、内部統制の執行状況等)、③経営参画貢献度(経営会議、取締役会での意思決定参画、グループ連結貢献、横断プロジェクト牽引、特別事項対応等)を評価し算定します。(変動幅:±10%)

<業務執行を担当しない取締役>

- ・業務執行を担当しない取締役については、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、「基本報酬」は固定報酬のみとします。
- f.取締役の個人別報酬が報酬方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
- ・個別の取締役の報酬は、取締役報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、代表取締役社長が、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各取締役の評価・個別額の素案を作成し、指名・報酬委員会が審議のうえ決定しており、取締役会は、取締役の個人別報酬が報酬方針に沿うものであると判断しております。

口. 当事業年度に係る報酬等の総額等

	報酬等の総額	報酬等の種	対象となる			
区分	(百万円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数 (名)	
取締役(うち社外取締役)	202	202	-	_	10	
	(14)	(14)	(-)	(-)	(3)	
監 査 役	25	25	-	_	3	
(うち社外監査役)	(25)	(25)	(-)	(-)	(3)	
合 計 (うち社外役員)	227	227	-	-	13	
	(40)	(40)	(-)	(-)	(6)	

- (注) 1. 上表には、2020年6月11日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
 - 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月18日開催の第33期定時株主総会において年額3億50百万円 以内(ただし、使用人分給与は含みません)と決議いただいております。なお、当該定時株主総会 終結時点の取締役の員数は9名(うち、社外取締役は2名)です。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第24期定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼務の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外取締役 原大氏は、アルフレッサホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には取引関係はありません。
 - ・監査役 御子柴一彦氏は、小沢・秋山法律事務所の弁護士でありますが、同事務所と 当社との間には取引関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

役職 氏名			出席状況および発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要				
取	締	役	三ツ木	義	人	当該年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。他社において長年企業経営に携わった経験と知見から、取締役会では経営、コーポレートガバナンス、資本政策、内部統制等について、適宜監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会(2020年12月17日に報酬委員会より改組)の委員として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役報酬について審議・決定を担っております。	
取	締	役	原		大	2020年6月11日就任以降に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。他社において代表取締役としての長年にわたる経験と知見から、取締役会では経営、コーポレートガバナンス、資本政策、内部統制等について、適宜監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会(2020年12月17日に報酬委員会より改組)の委員として、就任以降に開催された委員会4回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定過程における諮問や取締役報酬の決定を担っております。	
監	査	役	竹中	曲豆	典	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。大手銀行 勤務および他社において代表取締役社長としての長年にわたる経験と知見 から適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13 回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	
監	査	役	御子柴	_	彦	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての長年にわたる経験と専門知識から適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	
監	査	役	佐藤		敏	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。他社において、監査役としての長年にわたる経験と知見から適宜発言を行っております。また、当該年度に開催された監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

- ② 会計監査人に対する報酬等
 - (i) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

39.971千円

(ii) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上 の利益の合計額

39.971千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商 品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分で きませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれら の合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の 入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度 における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人 の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監 ・音行会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査 役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人 を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人としての適格性、独立性を害する事由の発生に より、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出 する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注)会社法第340条第1項に定める項目

- 1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 2. 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- 3. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2009年5月8日の取締役会において決議し、2021年4月22日の取締役会において再確認した内容は以下のとおりであります。

① 職務執行の基本方針

当社は、2014年3月に次のとおり「企業理念」を改訂し、新たに「行動指針」を作成し、すべての役員および従業員(社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべての者を言います。)が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

【企業理念】

私たちは、しなやかなITを使い、社会の発展とより良い未来の創造に貢献する企業を 目指します。

【行動指針】

- 1. ユニーク
 - 私たちは、ITの先導役として、ユニークな発想で、これまでにない製品やサービスを提供します。
- 2. 誠実

私たちは、企業として永続するために、すべてのステークホルダーに対して、誠 実であり続けます。

3. 利他

私たちは、お客様の利益に資する『利他』の精神で行動します。

4. 変化、挑戦

私たちは、変化へ俊敏に対応し、未知の事に挑戦し続けます。同時に、失敗からも学ぶ逞しい精神を大切にします。

5. 結束

私たちは、無難な判断を排し、納得するまで議論を尽くします。そして、目標達成に向かって心をひとつにし、結果を出します。

6. グローバル

私たちは、世界中の国や地域の文化、慣習を尊重し、ともに働き、ともに学び、 地域の発展に貢献します。

7. 凛

私たちは、企業人として法令と社会ルールを遵守し、凛としてしなやかに行動します。

当社は、この「企業理念」および「行動指針」の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

- ② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための 体制
 - (i) 取締役および従業員が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「企業理念」 および「行動指針」を全役職員に周知徹底させるとともに、必要に応じ、その内 容を追加・修正することとします。
 - (ii) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況 を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する こととします。
 - (iii) 法令ならびに「企業理念」および「行動指針」その他諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度を設置します。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 取締役の職務執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程に基づき、その保 存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理することとし、取締役お よび監査役は必要に応じてこれらの閲覧を行うことができるものとします。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 当社事業の特性上重要度の高いリスクである広域災害発生時に対応するために 「危機管理委員会」を設置し、緊急連絡網の整備、お客様情報の整備等を定期的 に実施し、不測の事態発生時に速やかに対応し、お客様のシステムの稼動を支援 する体制を構築します。
 - (ii) 既存の業務管理規程に盛り込まれている業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために、内部統制要領に従った、全社的なリスク管理体制を整備します。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、 取締役会を月1回(定時)開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。
 - (ii) 決裁に関する職務権限規程において、業務執行取締役および執行役員等の決裁権限を定め、特に社長執行役員による会社の業務執行の決定に資するため、月1回以上(定時)開催している執行役員会にて審議のうえ、執行決定を行います。

- (iii) 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (i) 【当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制】 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の経営意思を尊 重しつつ、一定の事項について報告を求めるほか、関係会社の非常勤取締役を当 社から派遣し、関係会社の取締役の職務執行を監視・監督します。
 - (ii) 【当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制】 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の経営状況、財務状況等の把握、分析 検討をするために、当社は「関係会社管理規程」所定の資料の提出を求め、関係 会社はこれに応ずるものとします。また、当社グループに属する会社間の取引は、 法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることとします。
 - (iii) 【子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための 体制】

「関係会社管理規程」に基づき、定期的に開催される「関係会社責任者会議」に おいて、「関係会社管理規程」に定める資料により、年度決算、中期・年度・下 期見直し事業計画等の説明を行います。

- (iv) 【子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】 当社の内部監査室が関係会社に対する内部監査を実施し、その結果を当社の取締役および関係会社の取締役に報告します。また、関係会社の監査役と情報交換の場を定期的に設けます。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (i) 内部監査室が必要に応じて監査役の監査を補助する旨、職務分掌規程で明確化します。
 - (ii) 監査役から監査役を補助することの要請を受けた内部監査室の従業員は、その要請に関して、取締役および上長等の指揮・命令を受けないものとします。また、当該従業員の人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査役会と協議のうえ決定するものとします。

- ⑧ 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役 に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (i) 当社および関係会社のすべての取締役および従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、監査役に報告を行うものとします。
 - (ii) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるものとします。
- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社および関係会社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止します。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 監査役または監査役会が監査の実施のために、独自に外部の専門家(弁護士、公認会計士等)に助言を求め、または、必要な調査を委託する等所要の費用を請求するときは、当該請求が監査役または監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社はその費用を負担するものとします。
- ① その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 代表取締役は、監査役との意思疎通を図るため、監査役の求めに応じ、原則として半期に一度定期的な連絡会を持つこととします。
- ② 財務報告の信頼性を確保するための体制 当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本 方針」に基づき、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、 その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行います。
- ③ 反社会的勢力排除に向けた体制 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係 を持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役およ び従業員に周知徹底します。また、顧問弁護士、警察等の外部の機関とも連携し、体制 を整備します。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 職務執行の基本方針の運用状況 取締役および社員に対して、「企業理念」および「行動指針」を記載したカードを配付するなど、全社に浸透させるための取り組みを継続的に実施しております。
- ② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための 体制の運用状況
 - (i) グループ全体で順法精神の浸透を図るため、毎年定期的に、e-Learningを使用して、当社グループの取締役および従業員に対して、コンプライアンス・内部統制・プライバシーマークに関する教育を実施しております。また、中途入社社員に対しても、随時、入社時のオリエンテーションの際にこれらの教育を実施しております。更に、年2回、当社グループの取締役および幹部社員に対しては、特に管理者層が注意すべきコンプライアンス・内部統制の重要部分に関する教育を追加で実施しております。また、取締役および従業員に対して、「個人情報の取り扱いに関する同意書兼誓約書」「ソーシャルメディアポリシーに関する誓約書」「秘密情報の取り扱いに関する誓約書」「コンピュータ環境の利用に関する誓約書」の提出を義務付けております。
 - (ii) 年2回(上期・下期)、全社的な内部統制運用状況の評価結果および法令遵守状況を取締役会に報告しております。
 - (iii) グループ内部通報規程に基づき、社内の内部通報窓口とは別に、社外弁護士による外部通報窓口を設定して、通報者が利用しやすいように配慮した内部通報制度を設置しております。また、内部通報制度の周知のために、内部通報制度に関する電子ポスターを社内ポータルに掲示し、かつ、全社規模の研修等でも制度説明を行うなどの取り組みを行っております。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況 「情報セキュリティポリシー」に従い、文書管理システムにて、各種規程および取締役会・監査役会・執行役員会等の重要な会議における資料や議事録の保存、管理を実施しています。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況
 - (i)年2回、取締役・執行役員・部門長を委員とする危機管理委員会を開催し、策定 した事業継続計画(BCP)の実効性を高めるために、災害時における安否確認・ 業務復旧・事業継続等の観点から、随時、BCPの見直し更新を行っております。
 - (ii) グループ内部統制要領に基づき、「内部統制チェックリスト」にて、各部門長が リスク管理を含めた内部統制に関する自己点検を行うことにより、内部統制上の 不備を未然に防ぎ、リスクの高い項目については集中的に見直しを図ることがで きる体制としております。また、コンプライアンス、内部統制、各種社内規程等

に関して違反があった際には、当該違反者は、取締役および部門長に対して、都度、速やかに、違反の経緯・原因・再発防止策を「業務改善報告書(顛末書)」に取り纏めて提出することが義務付けられております。上記の運用状況に関して、年2回、取締役会、幹部会(当社グループの役員および幹部社員が出席)において報告が行われております。

- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
 - (i) 年間会議スケジュールに従い、取締役会(月1回)、経営会議(月1回ないし2回) をそれぞれ開催しております。また、臨時取締役会も開催しております。
 - (ii) 決裁に関する「職務権限規程」において、社長執行役員決裁、担当執行役員決裁等の決裁権限を定めております。また、年間会議スケジュールに従い、執行役員会を、月1回以上(定時)開催しております。なお、執行役員会は、年度経営計画の実行推進(部門計画の進捗チェック)、取締役会への報告事項、提案事項等の検討審議、執行役員の相互チェック・情報交換を目的として開催しております。
 - (iii) 組織規程および職務分掌規程により、各部門の職務分掌および責任者を明確にするとともに、担当取締役の職務分担も明確にしております。また、職務の適正化および効率化のために、当社グループの各取締役は、四半期に一度、担当部門の施策および計数の予算と実績を比較したPDCAサイクル(PDCA cycle、plando-check-act cycle)に基づく報告を取締役会に行っております。更に、実効性を高めるため、「差異分析書」により対応方法を取り纏めて当該報告を行っております。なお、子会社の取締役会においても施策および計数の予算/実績比較のPDCA報告を実行しております。
- ⑥ ユニリタグループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況
 - (i) 当社グループの各取締役は、営業成績、財務状況その他重要な情報について、毎月、取締役会に報告しております。また、当社の取締役または執行役員が子会社の取締役を兼務し、毎月、子会社の取締役会に出席して意見を述べております。
 - (ii) 当社の経理・財務担当の取締役は、子会社に対して、規程に定められた資料(月次決算報告書、月次業務活動状況報告書など)の提出を求め、これを保管しております。また、経理・財務担当の取締役および監査役は、四半期毎に会計監査人とのミーティングを実施しております。
 - (iii) 当社の取締役は、子会社の達成すべき目標を明確化して共有するため、子会社の 状況を当社の取締役会に報告しております。また、毎月、当社グループの各代表 取締役(社長)が参加する会合を開催し、意見交換しております。また、子会社 の管理を担当する当社の取締役は、子会社の取締役会にて子会社の取締役または 幹部社員より、関係会社管理規程に定める資料により、年度決算、中期・年度・ 下期見直し事業計画等の説明を受けたり、意見交換を行うなどして、職務執行の 効率性に関する観点からの課題把握・提案を行っております。

- (iv) 内部監査室は、グループ内部監査規程に基づき、金融商品取引法の整備・運用状況に関して、当社グループの監査を実施しております。また、当社監査役は、一部の子会社の監査役を兼務し、子会社に関する状況を監査役会に定期的に報告するとともに、各子会社の監査役をメンバーとする連絡会を開催し、子会社に関する状況の把握に努めております。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の運用状況
 - (i) 内部監査室が必要に応じて監査役の監査を補助する旨を職務分掌規程に明記して おります。内部監査室は、当該規程に基づき、監査役の指示に従い、補助業務を 実施し、適宜、問題がある場合は監査役に報告を行っております。
 - (ii) 内部監査室は、監査役の補助業務に関しては、取締役および上長等の指揮・命令を受けておらず、内部監査規程および就業規則等に基づいて職務を遂行しております。また、人事評価に関しても監査役会と協議のうえ、決定しております。
- 8 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役 に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制の運用状況
 - (i) 取締役会、経営会議、執行役員会において、随時、監査役に対して、重要事項に 関する報告を行っております。特に取締役会において、年2回(上期・下期)、 内部統制活動の状況(コンプライアンス・内部通報・リスク管理等)を監査役に 報告しております。
 - (ii) 監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会に出席しております。また、主要な 稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または 従業員にその説明を求める機会が確保されています。
- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況 ブループ内部統制規程に不利益取扱いを禁止する旨を明記して、従業員に周知しております。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況 監査役会は、期初に必要経費を予算計上し、経理部は、監査役または監査役会の職務の執行に必要な費用に関して、監査役からの費用請求に基づき速やかに支払処理しております。
- ① その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況 半期に一度、代表取締役と監査役との連絡会を開催し、意見交換しております。
- ② 財務報告の信頼性を確保するための体制の運用状況 内部監査室は、独立的立場から、すべての部門における内部統制システムの遵守状況 および有効性を確認するため、各部門長による日々の決裁承認行為等に関する日常的な モニタリングおよび「内部統制チェックリスト」「業務改善報告書(顛末書)」を使用

した包括的なモニタリングを実施し、当該部門が不備の是正・改善を行うように指摘しております。また、内部監査室は、業務プロセスに関する運用状況評価(いわゆる J-S O X 監査)を実施し、監査結果を会計監査人に提出しております。

③ 反社会的勢力排除に向けた体制の運用状況

反社会的勢力排除に向けた体制および運用方法に関する教育コンテンツを、コンプライアンス研修に組み込んで全社的に実施しております。また、「グループ反社会的勢力排除に関する要領」に従い、2015年12月より、日経テレコンを使用して、当社グループとの新規取引先が反社会的勢力に該当しないかどうかの調査を実施し、反社会的勢力に該当する場合もしくはその疑いが濃厚な場合は取引を行わないこととしております。なお、既存の取引先についても、毎年、反社会的勢力に該当しないかどうかの調査を実施しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容およびその実現に資する取組み

当社グループは、データ活用ソリューションの提供、ITシステム運用管理パッケージソフトウェアの開発・販売・サポートにおいて高い技術力とそれを支える人材、さらにはお客様との安定した取引関係によって着実に業容を拡大しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値の源泉、多様なステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ならびに株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ならびに株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模 買付行為の提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決 定を支配する者として適切ではないと考えております。

加えて、当該取り組みが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことを方針としています。

このような考えのもと、当社は、2006年6月22日付で「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」を導入し、数次の更新を経ております。

当社は、買収防衛策に関する現行プランの内容、そして法制面・経済的環境を多面的に検討した結果、株主の皆さまの適切な判断のための必要かつ十分な情報と時間を確保すること、大規模買付者との交渉の機会を確保することなどを通じて、当社グループの企業価値の向上ならびに株主共同の利益に反する大量買付けを抑止し、不適切な者によって当社グループの財務および事業の方針の決定が支配されることを防止することを目的とし、現在の買収防衛策の重要性に変わるところはないと判断し、2020年6月11日開催の第38期定時株主総会において、さらに2年間の継続更新が承認されました。その有効期間は第40期定時株主総会終結の時までとなります。

なお、当社は、長期的な観点から企業価値の増大に務めるとともに、定款第7条にて「会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる」旨を定めております。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に長期にわたって安定的な利益還元を行うことを経営の重要課題と認識しておます。定款第48条にて「剰余金の配当その他会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める」ものとしております。配当による利益還元につきましては、株主資本配当率(DOE:Dividend on Equity ratio)を採用し、資本効率ならびに財務の健全性を踏まえた株主還元を行ってまいります。そして、1株当たりの配当金(普通配当)は、維持もしくは増配を基本方針といたします。上記方針の下、当期については、一株当たり中間配当33円、期末配当としては、1株当たり33円とし、年間で66円の配当とさせていただきました。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科 目	金額
【流 動 資 産】	[9,811,261]	【流 動 負 債】	[3,385,278]
現 金 及 び 預 金	8,297,053	買 掛 金	379,721
売 掛 金	1,212,300	リース債務	3,544
たな卸資産	51,063	未払法人税等	269,876
そ の 他	251,394	前 受 収 益	1,681,576
 貸 倒 引 当 金	△550	賞 与 引 当 金	297,224
 【固定資産】	[5,054,435]	役員賞与引当金	26,664
(有形固定資産)	(263,525)	受注損失引当金	1,736
建物	76,681	その他	724,934
工具、器具及び備品	50,974	【固 定 負 債】 長 期 未 払 金	[201,400] 162,708
土土地	131,409	リース債務	1,324
リース資産	4,459	退職給付に係る負債	37,367
(無形、固定、資産)	(1,264,953)	食 债 合 計	3,586,679
	712,228	【株 主 資 本】	[10,857,979]
$\int_{-\infty}^{\infty} \int_{-\infty}^{\infty} \int_{-\infty}^{\infty$	548,425	資 本 金	1,330,000
そ の 他	4,299	資本剰余金	2,094,338
(投資その他の資産)	(3,525,956)	利 益 剰 余 金	8,663,886
投資有価証券	3,114,958	自 己 株 式	△1,230,245
退職給付に係る資産	8,383	【その他の包括利益累計額】	[421,038]
繰 延 税 金 資 産	120,942	その他有価証券評価差額金	421,139
差 入 保 証 金	211,541	為替換算調整勘定	△100
そ の 他	70,130	純 資 産 合 計	11,279,018
資 産 合 計	14,865,697	負債 純資産合計	14,865,697

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:千円)

		科					E			金額
売				上			高			10,061,205
売			上		原		価			4,291,911
	売		上		総		利		益	5,769,294
販	売	費	及	びー	- 般	管理	里 費			5,012,145
	営			業		利			益	757,149
営		業		外		収	益			134,859
	受			取		利			息	3,246
	受		取		配		当		金	110,178
	為			替		差			益	1,003
	保		険		配		当		金	8,133
	そ				\mathcal{O}				他	12,298
営		業		外		費	用			4,941
	支			払		利			息	444
	持	分	法	に		る 投	資	損	失	1,455
	\supset	=	ツ	 	X	ント	フ	1	_	1,002
	そ				\mathcal{O}				他	2,038
	経			常		利			益	887,066
特			別		利		益			521,258
	古	Ţ	È	資	産	売	Ž	钔	益	1,294
	投	資	有	価	証	券	売	却	益	519,963
特			別		損		失			112,170
	投	資	有	価	証	券	評	価	損	88,295
	減			損		損			失	23,874
1			等 調		前		阴 純	利	益	1,296,155
	去人				民 稅		び事		税	444,994
	去	人		税	等	調	惠	色	額	10,293
<u></u>	当		期		純		利		益	840,867
兼	見会	社	株主	に帰	属 :	する	当期	純利	益	840,867

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:千円)

					(+ <u>1</u> 1 1 1
	7	株	主	資	本
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,330,000	2,094,338	8,321,573	△1,230,162	10,515,749
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△498,554		△498,554
親会社株主に帰属する当期 純 利 益			840,867		840,867
自己株式の取得				△83	△83
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	_	_	342,312	△83	342,229
当連結会計年度末残高	1,330,000	2,094,338	8,663,886	△1,230,245	10,857,979

	その他	の 包 括 利 益	累計額	純	。
	その他有価証券評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	社合	資 産 計
当連結会計年度期首残高	530,708	△5,993	524,715		11,040,464
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△498,554
親会社株主に帰属する当期純利益					840,867
自己株式の取得					△83
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)	△109,569	5,892	△103,676		△103,676
当連結会計年度変動額合計	△109,569	5,892	△103,676		238,553
当連結会計年度末残高	421,139	△100	421,038		11,279,018

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借 対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

`AD	+0		(単位:十円)
<u> </u>			
科目	金額	科目	金額
【流 動 資 産】	[7,309,280]	【流動負債】	[2,351,407]
現 金 及 び 預 金	6,015,883	買 掛 金	141,504
売 掛 金	759,550	未 払 金	103,244
仕 掛 品	3,144	未 払 費 用 未 払 法 人 税 等	299,490 225,349
前 払 費 用	149,198	未払消費税等	80,451
関係会社短期貸付金	779,196	前 受 収 益	1,330,600
その他	32,307	預りなる	22,890
貸倒引当金	△430,000	賞 与 引 当 金	145,921
	[5,319,766]	受注損失引当金	1,736
-	(112,363)	そ の 他	218
		【固定負債】	[151,834]
建物	21,000	長 期 未 払 金	123,142
工具、器具及び備品	34,143	退職給付引当金	28,692
土 地	57,220	負 債 合 計	2,503,241
(無形固定資産)	(426,238)	純 資 産	の部
ソフトウェア	423,876	【株 主 資 本】	[9,704,665]
電話加入権	2,361	(資本金)	(1,330,000)
(投資その他の資産)	(4,781,164)	(資本剰余金)	(1,965,441)
投資有価証券	3,113,342	資本準備金	1,450,500
関係会社株式	1,224,464	その他資本剰余金 (利 益 剰 余 金)	514,941 (7,647,893)
異係会社出資金	18,003	利益準備金	120,000
		その他利益剰余金	7,527,893
出資金	10,117	別途積立金	1,982,200
関係会社長期貸付金	312,247	繰越利益剰余金	5,545,693
操 延 税 金 資 産	39,624	(自己株式)	(△1,238,669)
差 入 保 証 金	148,717	【評価・換算差額等】	[421,139]
そ の 他	34,646	(その他有価証券評価差額金)	(421,139)
貸 倒 引 当 金	△120,000	純 資 産 合 計	10,125,805
資 産 合 計	12,629,047	負債 純資産合計	12,629,047

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

(単位:千円)

		科								E			金額
売					上					高			5,839,826
売			-	Ŀ			原			価			1,761,379
	売			上			総		禾	ij		益	4,078,447
販	売	費	1	及	Ŋ	_	般	管	理	費			3,560,799
	営				業			7	ij			益	517,648
営		1	業		外		Ц.	Z		益			194,475
	受				取			7				息	12,520
	受			取			配		<u>\</u>	5		金	123,250
	受		取		事		務	=	F	娄	女	料	39,649
	保			険			配		<u>\</u>	4		金	7,480
	そ						\bigcirc					他	11,575
営		į	業		外		1	ŧ		用			151,535
	為				替			ž	É			損	266
	\supset	3		ツ	 	X	ン	,	\	フ	1	_	1,002
	貸		倒	3		当	<u>Z</u>	È	繰		入	額	150,000
	そ						\bigcirc					他	266
	経				常			7	ij			益	560,588
特			5	別			利			益			519,963
	投	Ì	資	有	ſŒ	5	証	券	<u></u>	듄	却	益	519,963
特			5	別			損			失			86,298
	投	Ì	資	有	ſŒ	5	証	券	=	Ŧ	価	損	86,298
1	兑	3		前		当	期		純	:	利	益	994,253
>	去 .	人	税	`	住	民	税	及	Ω_i	事	業	税	334,290
>	去	,	人	į	税	Í	等	1		整	Ĭ	額	9,768
<u></u>	5			期		i	純		利	J		益	650,194

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:千円)

							(十	<u> 177 + </u>
		株		主	資		本	
		資本	剰	余金	利	益 秉	第 余	金
	資本金	資本	その他 資 本	資本	利益	その他利	益剰余金	・利 益
		準備金	資本	資 本 剰余金合計	利 益準備金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	剰余金合計
当 期 首 残 高	1,330,000	1,450,500	514,941	1,965,441	120,000	1,982,200	5,394,053	7,496,253
当期変動額								
剰余金の配当							△498,554	△498,554
当期純利益							650,194	650,194
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	_	_	_	_	151,640	151,640
当期末残高	1,330,000	1,450,500	514,941	1,965,441	120,000	1,982,200	5,545,693	7,647,893

	株主	資本	評価・換		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	△1,238,585	9,553,108	530,708	530,708	10,083,817
当期変動額					
剰余金の配当		△498,554			△498,554
当期純利益		650,194			650,194
自己株式の取得	△83	△83			△83
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△109,569	△109,569	△109,569
当期変動額合計	△83	151,557	△109,569	△109,569	41,987
当期末残高	△1,238,669	9,704,665	421,139	421,139	10,125,805

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

株式会社ユニリタ 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

> 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニリタの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

一当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニリタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、

職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監 査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連す る内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見
- 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手し た監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場 合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明する ことが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、 将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、
- 並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適 切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任 がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識 別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他 の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべ き利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

株式会社ユニリタ 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楢 崎 律 子 印 業務執行社員 公認会計士 岡 部 誠 印 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニリタの2020年4月1日から2021年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

一監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見
- 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求 められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事 象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並び に計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識 別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他 の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はな (1)

以上

監査役会の監査報告

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
 - (1) 監査役会は、2020年6月11日開催の監査役会において監査の方針、監査計画、各監査役の職務の分担を協議し、決定いたしました。また、監査役会を毎月定期的に開催し、取締役会の付議議案についての事前審査、各監査役の活動状況およびその結果の共有ならびに意見交換を行うほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に 従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の 整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、重要な会議の議事録および決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、3名の監査役のうち2名の監査役が一部の子会社の監査役を兼務し、担当子会社の取締役会に出席するとともに、他の子会社を含めて子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、その事業および財産の状況を調査いたしました。また、グループ監査の観点からは、各子会社の監査役をメンバーとする連絡会を開催し、意思疎通を図り、相互に情報を伝達し、意見の交換等をいたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。内部監査部門については、事前に監査計画につき協議を行い、実施した監査の結果について監査終了の都度、監査役会等において報告を受け、意見交換を行い、内部統制システムの構築および運用状況について協議いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組み (会社の支配に関する基本方針)については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、そ の内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる

ことを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理 基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ て説明を求めました。さらに、会計監査人から公認会計士・監査審査会による検査、日本公認会計士 協会による品質管理レビューの結果および「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガ バナンス・コード)への対応についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連 結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしま した。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2)計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

株式会社ユニリタ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 竹 中 豊 典 印

監査役(社外監査役) 御子柴 一 彦 ⑩

監査役(社外監査役) 佐藤昌敏印

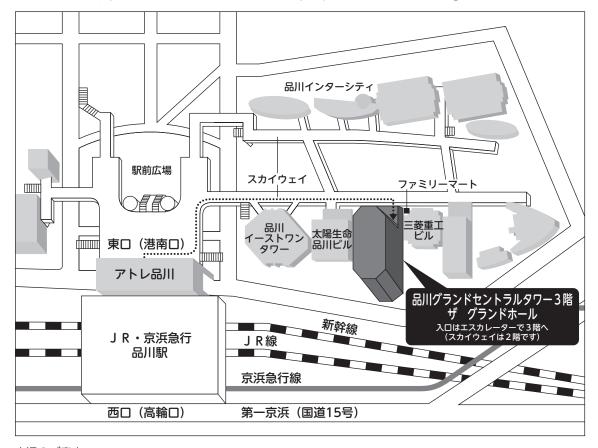
以上

株主総会会場ご案内図

開催日時:2021年6月17日(木曜日)午後1時(正午より受付開始)

会 場:東京都港区港南二丁目16番4号

品川グランドセントラルタワー 3階「ザ グランドホール」



交通のご案内

JR品川駅 東□ (港南□) より徒歩5分 港南□方向へ連絡通路を進み、港南□右手スカイウェイ経由で、 直接品川グランドセントラルタワーよりご入館願います。

お願い

駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで スマートフォンがご案内します。 スマートフォンで QRコードを読み取りください。

